

## ～組合員のみなさまへ～ 出産休暇中の掛金が免除になります

平成 26 年 4 月 1 日から出産休暇中の組合員は申出により産前 6 週間（多胎妊娠の場合においては 14 週間）、産後 8 週間の掛金が免除になります。

\*健康保険の給付を受けられます。年金給付の加入期間についても、反映されます。

・実施日：平成 26 年 4 月 1 日

・掛金免除期間

出産休暇中の産前 6 週間（多胎妊娠の場合においては 14 週間）、産後 8 週間で、勤務に服していないことが必要です。

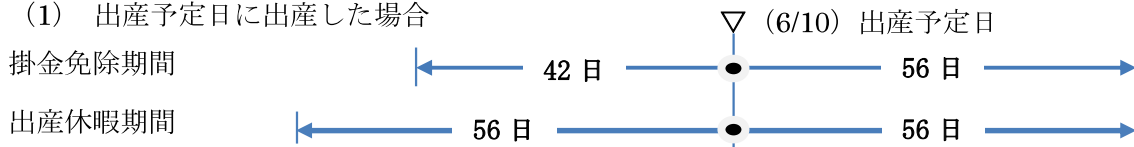
\*出産休暇を開始した日の属する月から、出産休暇が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間で、「月単位」の免除となります。

・掛金免除の申出

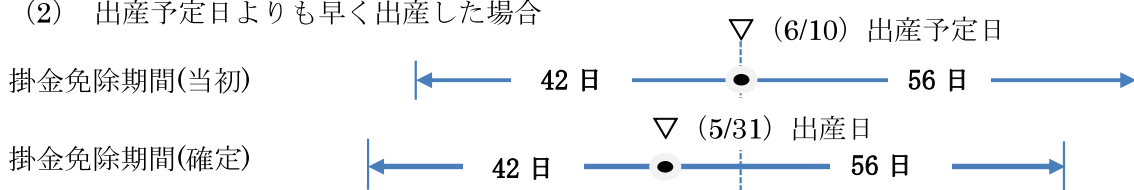
所属の共済組合事務担当課へ「産前産後休業掛金免除申出書」（別紙）を提出してください。4 月 1 日現在、既に出産休暇中で 4 月 30 日以降に休暇終了予定の組合員は、4 月から免除になります。

### 掛金免除の事例

(1) 出産予定日に出産した場合



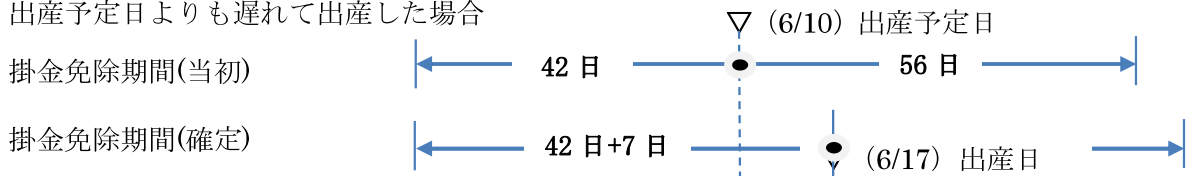
(2) 出産予定日より早く出産した場合



\*出産日が予定日より早くなった場合、免除開始日も実際の出産日以前 42 日に変更されます。ただし、免除開始日は、出産休暇中である必要があります。

(3)

出産予定日より遅れて出産した場合



\*免除開始日は変更になりません。免除終了日は、実際の出産日後 56 日となります。